

平成23年度第2回愛知県障害者施策推進協議会会議録

平成23年9月8日（木）

愛知県障害者施策推進協議会

平成23年度第2回愛知県障害者施策推進協議会議事録

1 日 時

平成23年9月8日（木） 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

3 出席者

荒木委員、伊藤委員、岡田委員、恩田委員、木全委員、園田委員、高橋委員、野村委員、長谷川委員、早川委員、堀崎委員、武藤委員（12名）
（事務局）
健康福祉部長 ほか

4 開 会

〈定足数確認〉

〈傍聴及びホームページへの掲載についての報告〉

〈資料確認〉

5 健康福祉部長あいさつ

健康福祉部長の五十里でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ「愛知県障害者施策推進協議会」に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回7月21日に開催しました会議におきましては、愛知県障害福祉計画の第2期計画の進捗状況の報告及び第3期計画の策定について御説明させていただきました。

今回会議においては、第3期愛知県障害福祉計画を策定するにあたり、基本的考え方について御審議をいただきたいと存じます。なお、資料につきましては、前回の会議で委員の皆様からいただいた御意見を参考に作成しておりますが、現時点において、国からの基本指針が示されていないことや、市町村においてサービス量の見込ができないことなどから、第3期計画の骨子案という形にさせていただいております。

本日の会議におきましても、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。

最後に、障害者基本法の改正についても一言触れさせていただきます。

既に皆様へ送付させていただきましたが、8月5日付けで「障害者基本法の一部を改正する法律」が公布され、一部を除き同日に施行されております。

本県といたしましては、今後も福祉、雇用、教育、防災その他関係部局間の連携を密にし、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

また、本改正の経緯及び内容につきましては、市町村、関係機関及び団体に広く提供し、適切な対応を図っていただくようお願いしておりますので御承知置きください。

簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

6 会長あいさつ

本日は、御多忙のところ障害者施策推進協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議の内容は先ほど、健康福祉部長さんの御挨拶にもありましたとおり、「第3期愛知県障害福祉計画の策定について」でございます。

前回の会議におきまして、委員の皆様より色々な御意見をいただきましたが、今回、それらを参考にして検討されました計画の骨子案が事務局より示されておりますので、この内容について審議を進めて参りたいと思います。特に、地域生活移行を現実的にどのように進めるのかについては、いろいろなご意見があろうかと思えます。

皆様には、何とぞ活発にご発言いただきまして、審議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

〈議事録署名者指名〉

議事録署名者：木全委員・武藤委員

7 議 事

議題（1）第3期愛知県障害福祉計画の策定について

〔事務局からの説明〕

資料1-1 「地域生活支援事業について」

資料1-2 「発達障害児者に係る障害福祉サービスの見込みについて」

障害福祉課 奥澤主幹

〔岡田委員からの説明〕

委員提出資料 第3期障害福祉計画の策定に当たり、発達障害【自閉症】の実情について

奥澤主幹からお話していただいたように、発達障害の方自身、福祉サービスを使えることを知らないという方が、まだたくさんいらっしゃることから、その周知をしていただきたいこと、いろいろサービスを使いたいと思っても市町村の判定等で、なかなか自分が思っているサービスが100%使えないということ、もちろん他の方が100%使えるとは思いますが、発達障害の方はサービスを使えるところが少ない、という私達の会で聞き取りをした実態を、ここに書かせていただきました。

また、自閉症の方は、行動障害とか、重い知的があつたりする人なども含め、一人ひとり違いまして、知的遅れのない方から重い知的がある方、こだわりのある方などいろいろいらっしゃいます。発達障害の人達が、福祉サービスを思うように使えるようになればよいと思ひまして、ここに実態を書かせていただきました。

是非お読みいただいて、今後の第3期障害福祉計画の策定にあたり考慮していただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔事務局からの説明〕

資料1-3 「同行援護の実施体制の確保について」

資料2 「第3期愛知県障害福祉計画骨子案（資料3）作成の基本的考え方

資料3 「第3期愛知県障害福祉計画骨子案」

障害福祉課 奥澤主幹

高橋会長

どうもありがとうございました。いろいろ説明いただきましたけれども、まず2つに分けて御討議いただきたいと思ひます。

今、説明のありました議題のうち、まずは第1回の協議会において、今日は欠席されている近藤委員、そして岡田委員、堀崎委員のほうから御要望のありましたことにつきまして、資料内容に関する御質問、御意見があれば、まずお伺いをしていきたいと思ひます。

堀崎委員

資料を示していただきまして、ありがとうございます。

その中で、同行援護につきましてですが、私どもが以前より求めてきたものがようやく実施されるということで、大変嬉しいことではありますが、それとても、全ていいという訳にはいかない点がありまして、若干疑問や心配がありますので、少しお尋ねをしたいと思います。

同行援護が実施されますけれども、従来からの地域生活支援事業における移動支援事業は残るといように聞いております。これは、同行援護が全て完璧というわけではないので、それを補完する意味で、比較的地域の実情に沿った柔軟な対応ができる移動支援事業が残るといように聞いております。

そこで、一人の利用者が、必要に応じて2つのサービスを選択的に利用できるのかどうかお尋ねしたい。一部の自治体の担当者に聞きましたら、こちらの同行援護にうつるので、従来のものを併せて使うことは難しいと聞いておりますが、いかがでしょうか。

西村主幹

堀崎委員からの御指摘のとおり、国のQ&Aによりますと、同行援護の実施にあたっては、従来からの地域生活支援事業における移動支援事業は残ると理解しております。先ほど申し上げましたように、移動支援が10月から個別給付になり、同行援護に変わるという基本的な制度ですので、理屈としますと、まず同行援護を使っていたとというのは、一番目にある考え方かと思えます。ただ、同行援護により、十分な、例えばコミュニケーション支援等が使えないという部分もあるかもしれません。それについては、移動支援の中で利用が可能であっても、補完的に使っただけという解釈かと思っています。従って、併せて使うことは可能かと考えています。

高橋会長

岡田委員から、何か追加はありますか。

岡田委員

ありがとうございます。

先ほど、発達障害の人が、サービスの利用の希望で行動援護を使いたい方が多いということが出ていましたが、行動援護の出来るヘルパーさんが少ないという現状があります。これは、若いヘルパーさんがすぐ辞めてしまわれるという実態もあると伺っておりますが、これから、行動援護ができる人の数を増やしていくために、私達としては、県としても何か施策を、使いたい人が行動援護を使えるようにと考えています。それについて、期待してよいものかお聞きしたいです。

岩井課長

資料1-1の「2 市町村が実施する事業一覧」のところで、移動支援事業につきましては、実施状況だけを見ますと、54の全市町村で取組みがなされているところがございます。その実態となりますと、岡田委員の御指摘のとおり、例えば、発達障害の方の支援を行う方が限定されているという現状があるということであると思っております。県としては、ヘルパーの養成を含めまして、指定事業者の養成研修の中で対応しているところで、残念ながら現時点では特別な方策がないというのが実情であります。こういった実態は、資料1-2でお示しをされましたように、発達障害児者に係る障害福祉サービスの見込みについて、今後、発達障害の関係団体等に対して意見聴取を行っていく中で、そういった現

状把握から努めてまいりたいと思っております。

高橋会長

では、まだ御意見がおありかもしれませんが、次に移っていきたいと思います。この件について他に御意見がありましたら、また後でお願いしたいと思います。

それでは、第3期障害福祉計画の骨子案に係る資料につきまして、資料内容に関する御質問や、御意見等があればお伺いしたいと思います。

現時点において国から「第3期計画の基本指針」が示されていないことから、第3期計画の全体像は示されておりませんが、地域移行等について重要な論点が示されておりますので、皆様の率直な御意見等を伺いと思います。よろしく申し上げます。

木全委員

これから計画を作成していただくにあたりましては、障害者自立支援法の指針に基づいて策定していくのだと思いますが、この自立支援法には、精神科病院に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならないと書かれていると思います。

前回の時に私は、諸外国に比べて日本の精神疾患の入院患者が多いと、従って、積極的な計画を立てれば地域移行はずっと進んでいくはずだと発言しました。これは、諸外国が証明してくれているものですから、是非前向きに掲げていただきたいと思っております。

しかしながら、それに対して、退院促進利用が全国的にも始まった平成15年の時、厚生労働省が示した7万2千人に対して、愛知県は当然4千人を越えるものと期待されていた訳ですが、現実には目標を1千人とされた。愛知県は極めて後ろ向きな数値だったと思います。今後、計画されるにあたっては、少なくとも国から示されたものよりは後ろ向きにならないようにしていただきたい。これがまず第1点のお願いです。

次に、そのためには、当然ながら受け皿の整備を進めていかなければならないと思っております。それについて言えば、例えば15万人に1か所の地域活動センターとI型の地域活動支援事業を確保するという事になっているのですが、これについて、愛知県は十分なのだろうかということについてもよく検討していただいて、こういうことも受け皿の一つとして合わせていただければと思います。平成18年の厚労省の告示では、入院中の精神障害者の地域生活の移行については、障害福祉サービス並びに相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備の中で具体的な見込みを出していくこと、と書かれていると思います。そういう点で言えば、先ほども言いましたように、こういうことを十分やれば、精神障害者の退院はずっとずっと進むということを考えながら計画にしていきたい。

それから、就労についてであります。愛知県の場合、精神障害者に対する差別が非常にあります。県障害者雇用促進審議会というのがあるのですが、構成員として知的や身体の代表者、当事者、家族が入っている訳ですが、精神に関しては愛家連も名家連にも入っておりません。このような状態はマズイから、これから考えていきますということですが、このような状態では、なかなか精神障害者に対する就労についても進んでいかないと考えますので、これも是非改善していただきたいと思っております。

それからもうひとつ、地域移行にあたっては、精神に限らず知的障害の方も一緒なのかもしれませんが、やはり国民の皆さんの理解を得ること抜きになかなか進んでいかないと考えます。これも前々回の協議会で、学校教育の場も含めて啓蒙活動してほしいと発言したのですが、具体的には学校教育の中で、障害者の問題を理解する教育の場をどう設けるのかということ、例えば教員の研修の場に、障害者の当事者だとか家族、関係者の話を聞いていただく場だとか、そういうものを設けていただくのが必要だろうと思っております。

それから、やはり市民の皆さんに対して、精神障害というのはこういうものだと、きちんと、若い世代から市民の皆さんが分かれば、悪化させることなく早期に治療につ

ながっていくだろーと思ひます。従つて、そういう場を設ける、例へば講演会をいくつ開くだとか、シンポジウムをどうやつて開くだとか、そんなやうな計画も是非入れていただきたいと思ひます。以上です。

高橋会長

この点について御意見のある方はありますか。

近藤主幹

私のほうから、精神障害者の方の病院からの地域移行についてお答えします。

先ほどお話がありましたとおり、第2期計画では、愛知県の目標は1千人ということでした。今度の第3期は、現在のところまだ厚労省から目標値の設定の指針は出ておりませんが、その指針に従ひまして適正な数値をもつて、計画を立てていきたいと思ひます。

岩井課長

木全委員から、精神障害者の方を含めた地域移行のための受け皿づくり、それから、それに伴う就労の場、あるいは県民等に対する啓発という事業について御指摘をいただきました。

受け皿については、市町村の地域活動支援センターは、資料1-1の「2 市町村が実施する事業一覧」のところで、設置自体はほぼ50市町村ということになっております。しかし、それが必要なニーズにあつたかということも、市町村のヒアリングで確認をしていきたいと思ひますし、また受け皿の場としては、グループホームを始めとした住居の場は必要でありますので、地域移行の論点と合わせまして、受け皿の場の確保策を、我々としても十分検討していく必要があるだろーと思ひます。

また、県民・市民への理解という点では、現在の障害者に関する啓発活動の中で、例へば心のバリアフリー推進事業というようなことで、NPOと連携した啓発活動を行つております。ある意味、こういったものは効果を出すために根気強く続けていく必要があると思ひますので、事業については引き続き実施してきますし、計画への記載方法については、木全委員からいただいた御提言を参考に考えていきたいと思ひます。

木全委員

ありがとうございます。大変期待してよい回答だと思ひて喜んでおります。

しかし、市町村へのヒアリングと言われましたが、これはこれで必要なのでしょうけれども、私どもは、当事者、家族会、親の会といったところに対してヒアリングをする、ということが出てこないものですから、そのことについてはどのように考えられているのかをお尋ねしたい。

それから、心のバリアフリー推進事業等をやられていると言われましたけれど、われわれ家族会や当事者の側から言ひますと、やはりこれもどこか別のところでやられている、という感じがしまして、当事者や家族の方たちがどう思ひているのかという面からも計画していただかないと、なかなか専門家だけの話だけだと伝わりにくいのではないかなと思ひますので、この点についてもよろしくお願ひします。

岩井課長

市町村だけではなくて、他にもヒアリングをとつてござひますが、そもそも障害者施策推進協議会自体が、3障害あるいは発達障害を含めた団体の方に委員として、当事者の方も含めて御参画をいただひております。

ここで出ました意見は十分に検討していきたいと思っておりますし、計画が案として、ある程度まとまった段階でパブリックコメントを行う予定です。パブリックコメントの実施については、関係のある団体に対し、直接、パブリックコメントがあるので意見があれば出してほしいというような声かけも、考えていきたいと思っております。

それから、啓発に関しまして、例えば精神疾患に関する啓発ということで、こころの健康フェスティバルというのをやっておりますけれども、参加者をみると、やはり障害の関係者、あるいは医療機関、施設、いわゆる関係者という方に限定されており、どうしても広く一般の方に声が届いていないということがあります。こういった会を開く際、我々ももっと工夫をするべきだと思っております、なんとか少しでも広く声が届くようなことを検討していかななくてはと、委員の御指摘を踏まえまして考えているところです。

木全委員

委員のみなさんも考えてみえると思うのですが、この中で論議するのはなかなか出来ないのではないかなと思います。私も3回目の発言となると遠慮してしまうのですが、しかしながら、国の障害者施策推進協議会をみますと、2年間で34回もやられている。そして、それには部会もいくつか設けてあって、その部会も10回ないし20回と開いています。従って、私はこのような重要なものをつくるのに、3回の全体会議だけでは難しいのではないかなと思います。次の計画には間に合わないと思いますが、今後については十分論議できるような方策を考えていただきたいと思います。

岩井課長

今回の計画策定としては、前回会議でお示ししたこと等で進めていかざるをえない部分もありますけれども、個別に、例えば各委員に御意見があれば事務局へ出していただければ、こういった会議での意見と同様に扱って、対応していきたいと思っております。今後の会議の進め方につきましては、高橋会長とも十分相談をさせていただきたいと思っております。

高橋会長

御指摘いただきましたことを踏まえて、また検討したいと思っております。よろしくお願ひします。

他に御意見等ありませんか。

長谷川委員

資料2の2枚目を見ますと、基本法の改正によって、今後この協議会に、施策の実施状況の監視という機能が加わったとなっております。このことから考えますと、来年・再来年と、計画を踏まえまして、この協議会が達成状況などの評価を行うことになると思います。そういう目で計画を見ましたときに、前段のほうの地域移行等については、目標数値の設定がなされているので、比較的評価とか監視には指針があると思いますが、第6章の「指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質向上」では、目標設定というようなものはあまり記載されていないので、協議会に監視機能が加わることの兼ね合いで、従来の書き方を変えるというお考えになる必要はないのかなと思いました。

例えば第6章の「1 サービス提供に係る人材の育成」の研修の実施で、平成22年度：実績何名というところがありますが、例えば3年後にどれくらいの規模の終了者を予定するのかとか、そういうようなことを記載する必要はないのかなということをおもいました。

また、「2 サービス提供事業者に対する第三者評価」のところですが、ここも22年度に受審したのは54施設だということが書かれていて、今後も事業者に対して、こ

の評価制度の積極的な活用を促していくというようなことが書かれていますけれども、これは目標ですよ。この目標のために、どういうことをするのかということ、他の施策のところにはいろいろ細かく書かれていますけれども、例えば現状、評価のキャパがどれくらいあって、今後何件くらい評価を受けるところを増やしていくのかとか、そういったことが書かれていないと、あとの検証のしようがないなと感じました。

もう一点ですが、「成年後見人制度の活用等権利擁護の推進」のところ、基礎調査で分かった、成年後見人制度を利用している人のデータが書かれています。これも今後、利用が促進されているかを比較する場合のベースとなる数字となると思うのですが、成年後見人制度を利用する対象者というのは、全ての障害者が入ってくる訳ではなくて、判断能力の不足を補う制度ですので、身体面の障害の方のほとんどは成年後見人制度の利用の対象に入らないと思います。せっかくアンケート調査をされていて、障害種別のデータもお持ちだと思いますので、利用可能性の高い障害種別のパーセンテージを基礎の資料として、今後の検証に利用されていくのがいいのではないかなと思います。

奥澤主幹

長谷川委員の御指摘のように、今回の障害者基本法の改正によりまして、監視機能を果たしていただくためには、従来の数値目標の実績評価に基づく分析だけではなくて、先ほど御指摘いただきましたような「指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質のために講ずる措置」といった部分についても、実績を確認するような掲載にしていく必要があると思います。その点につきましては、今後検討していきたいと思っております。

岩井課長

補足させていただきますが、こういった事業は、出来る限り数値で書き込んでいくということが非常に望ましいと思いますけれども、例えば今後3年間の目標として、どれぐらいに設定するか、ということはまた別の議論になるということもありますので、今後計画を策定し、それをここで評価をしていただく際に、実績の出し方といったところで数値的なものとして工夫する必要があるかと思っております。

なお、成年後見人制度の3.6%という数字ですけれども、実態として利用している人が3.6%ということで、障害別で見ますと知的障害の方は5.5%、精神障害の方で5.3%、参考までに身体障害の方で2.4%、発達障害の方で1.8%という結果となっております。

高橋会長

引き続き、みなさんから御意見を伺いたいと思いますが、事務局のほうからは、地域移行の問題については是非みなさんの御意見を要望が出ておりますので、この点についてお伺いしたいです。よろしくお願いします。

岡田委員

資料2の9ページのところの、地域移行の目標値を30%と設定してよいかという論点ですが、前回の施策推進協議会で御説明いただきましたが、移行しやすい方は既に移行が出来たという結果があり、これから移行していかなければならない方々については障害が重いことや、いろいろな条件があつてすぐにはなかなか移行が出来ないということがあつたかと思えます。また、川崎委員が、ケアホームの助成のところ、前年度、6つのケアホームの申請をしたけれども4つしか申請が下りなかったと話をされました。

自閉症が重い方でも、大人数の入所施設で生活されるよりは、やはりケアホームの少数で生活できれば、落ち着いて生活できると聞いておりますので、例えば県営住宅をグル

ープホームに利用していただくとか、いろいろ方法を考えていただかないと 30%に設定してくのはなかなか難しいのではないかなと思います。

それと、先ほど居宅介護について話をされましたが、12に分かれた圏域によって格差がありますと、地域生活も進んでいかないのではないかなと思っております。是非、県自身でいろいろな地域移行が進んでいく方策を考えて進めていただきたいと思いますと思っております。

伊藤委員

第3期は30%でいいのかということに関する御説明の中の、これまでの実績と対人口率でみる入所率が全国に比べてとても低いということ踏まえると、はっきりとは言われていませんが、30%より高く設定しようというよりは、低くてもいいのではないかと、もう少し低く設定するということも考えられないかという提案に聞こえてしまいます。

しかし、待機者状況が1千名近いということと、入所を1割以上削減するという変えないということ踏まえますと、個人的には3割以上の移行という目標数値のまま、福祉施設から地域移行でなくても、現在待機している方自身が地域で生活し続けるという選択をイメージできるようにするためにも、3割以上の目標数値はそのまま変更しなくてよいのではないかと考えます。

その達成のために、ということで、前回の報告の中で、比較的地域移行しやすい方々は既に地域生活に移行されているのではないかなというお話がありましたので、これからはより重度な方であるとか、特に全身性障害なり身体障害の方の移行に関しては、かなり自立生活体験を何度か積み重ねて、時間をかけて移行していくという取り組みが重要になってくると考えます。大変だから施設に一生いてもいいのではないかな、というお考えではないと思いますので、そういうことを考えますと、達成のための取り組みとしてせつかく県も体験事業をしているということもありますので、個人的には、入所施設で生活されている障害当事者の方自身と施設のスタッフ自身が、地域で暮らせる可能性なり潜在的力があるということ具体的にイメージしやすいように、研修なり体験的なロールモデル、実際に地域で暮らしている方々と出会ってイメージするような取り組み、ということがもう少し盛り込まれるようになるといいかなと個人的には思っています。

内田主幹

岡田委員からは県の取り組み、方策が重要だという御意見をいただきました。資料3にも、「目標達成のための取組施策」ということで書いてあります。

前回、補助金がなかなか採択されないということもありましたが、23年度に限って言いますと、補助箇所も増えましたし、採択できなかったということはありませんでした。

しかし、それだけでいいのかということもありますので、補助制度は県として考えていくかどうか、県営住宅ばかりでなくて、公営住宅に入りやすい仕組みも、住宅関係部局と連携しながら行っていくことが必要だと認識しております。県として、何ができるのかということ以後検討して、地域移行が進む受け皿づくりやグループホーム・ケアホームの量的拡大ということは必要だと考えていますので、それを進めるうえでの施策を考えてまいります。

伊藤委員からは30%の移行は無理ではないかと言っているのではないかな、という厳しい御意見をいただきました。実際にデータを見ますと、難しいととらえられても致し方ないかなと思います。前回にも川崎委員から、重度の方が残ってしまって、これからなかなか進まないのではないかなという御意見をいただきまして、そういう意味もありまして資料2の3枚目のところで、入所率によって進み具合が違うのではないかなという検証もしたところですけども、相関関係がきちんとないというところで、どういようなことなのか、なかなか分析がしづらいところがございます。

ただ、目標自体は、施設入所者は地域移行するという率になっておりますので、その辺が待機者の関係で悩ましいところで、在宅の方がグループホーム・ケアホームに入ったということでは、地域移行にならないということになりまして、その辺の分析がまだ十分でないので申し訳ないですけれども、その辺も含めて、今後もう少しグループホーム・ケアホームの整備率の関係を含めまして、調査してみる必要があるのかなと考えております。

それから、体験事業をやってみたらどうかという貴重な御意見でしたが、確かに施設入所の方が、いきなりグループホーム・ケアホームに移ることは当然無理なことをごさいますして、現在も体験をやっておりますけれども、一方で、施設のスタッフにもそういう研修が必要だという御意見をいただきましたので、その辺も検討できる余地があるのではないかと考えております。

高橋会長

私のほうから1つだけ、関連してお聞きしたいのですが、1千人の入所待機者がいるということですが、これを議論するときには、この待機者はどうしても施設に入らなくてはいけない人達なのか、地域に受け皿があればやれる人達なのか、その辺りの分析がものすごく重要だと思っています。そこまで把握してみえますか。

永田主幹

前回、待機者のデータをお示したところですが、その内訳として待機者の状況をもう少し詳しく調べておりまして、申し上げますと、入所の待機者として通所施設を現在利用しているという方、地域生活支援事業を利用している方、他施設の入所施設を利用している方、病院に入院されている方、そしてその他として基本的には家庭にみえる方というように区分しておりまして、そのデータを見ますと、待機者の半分が在宅の方という数字になっております。あとの半分は、何らかの事業所を利用されているという方でございますので、在宅者への支援と、入所以外のサービスが充実してきて、在宅で支援が受けられて、在宅でやっていけるというようなことを評価していければ、待機者1千名がまるまる入所へと想定していくことにはならない内訳であると考えています。

高橋会長

分析をした上で検討していただければ、もう少し実態に沿ったものになるかなと思いますので、私のほうからもよろしくお願ひします。

他に、30%はいかがか、達成するにはどういう方策が重要と考えるのかについて御意見を伺いたいのですが、なければ他の御意見を伺います。

園田委員

みなさん御存知のとおり、9月の総合福祉法の中で、手話が言語とはっきりと明文化されました。特に手話に関しては、社会で認められるということになったと思います。

3月11日に東日本大震災が起り、手話通訳者の数が東北地方では足りないために、全国で手話通訳者を募集しました。かつての阪神大震災のときには、手話のできる人を募集したところ、手話ができるというだけで集まってしまったので、技術的にいろいろな問題が起きました。今回の大震災の場合は、行政に勤めている正規の職員という条件付きで募集がされまして、なんとか通訳者が間に合ったわけですが、今後、東海で大地震が起きた場合に、愛知県で設置の通訳者、施設も含めると手話のできる職員はたくさんいますが、足りるかどうか、職員としては非常に数が少ないと思います。

手話通訳者は、嘱託ですとか、パート、非常勤など身分保障がまちまちで、さらに手話通訳者で安心して生活している人が現在非常に少ないです。手話を覚えたいという人もな

なかなか続かないという現状もあります。続かずに辞めていってしまう、通訳者が減っているという現状があります。国が手話を広めたいという考え方はあるけれども、矛盾が生じておりますので、手話通訳者に対する身分保障についてどのようにお考えかお聞きしたい。

特に養成については、市町村にある手話奉仕員養成講座という養成事業で、最初は、覚えるために入門養成をして、それから基礎、そしてその後、通訳者になるための基本、応用、実践というように5段階に分かれています。基本的には入門と基礎は、市町村の担当です。しかし、市町村の中では予算がないということで、養成の時間がばらばらになっており、ひどいところは5回しか行っていない、最低45時間必要なところが10時間、多くても20時間しか行っていないなど、本当にまちまちの状況になっています。その後、愛聴協の担当の通訳者養成講座に入りますが、実際に見ると手話の技術がまちまちで、なかなか指導もしにくい現状もあります。やはり、地域の財政がばらばらの状況で、それをどうやって解決していくのか、その辺りもお伺いしたいのですが。

西村主幹

大きく手話通訳者の設置等について2点御質問等をいただきました。

園田委員の御指摘のとおり、今後、単に手話ができるというだけではなくて手話通訳士、手話通訳者というような高い質の手話ができる方を、身近な市町村で養成をしていけるように努めることが大事だと思っております。その顕著な例が、こうした震災等においてコミュニケーションを支援する人が十分ではないというところで端緒に現れているかなと思います。

御指摘のとおり、私どもの地域（東海・東南海・南海）で地震が想定されている中で、県としましても手話通訳者の養成はもっと進めていかなくはないかと思っています。その前提として、市町村で手話ができる人を養成していくけれども、結局、手話ができる人は市町村の職員として嘱託、非常勤、パートというような形でとても不安定な身分に置かれているものですから、なかなか定着しにくいという御指摘は事実だと思います。ただ、ここについて今、設置等につきましてはやはり市町村が是非努力をしていただきたいということで、県が直接その支援をしていくというのはなかなかできないですから、あとは国のほうできちっとした助成制度とか制度化していただくとともに、市町村でも手話通訳者の身分を保証して、多くの方を確保できるように、県としても市町村に対して要請していきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

養成研修等における市町村の取組みの地域差というようなお話もございました。これも市町村によって手話方針のカリキュラム等をどうするかをお任せしておきまして、それを受けて、県としても愛聴協さん等に委託して、さらに手話の演習を行い、さらには国の統一試験を受けていただいて、手話通訳士という方をさらに養成していきたいということでございまして、市町村にお任せしている部分もございしますが、県としても幅広くまず底辺の部分拡大していただけるよう要請していきたいということで御理解をいただきたいと思っております。

園田委員

分かりました。

いろいろ考えてみますと、まず市町村の職員を募集して、手話通訳の資格を持っている人を採用する、そうすれば簡単に済むのではないかと思います。残念ながら、募集要件の中に手話通訳というのは入っていないと思いますので、その辺り工夫ができるのではないかと思います。そういう募集があれば私達も、手話通訳で仕事ができるというので、申し込みも出来る面がもてるのではないかと思います。また、社会資源も増えると思いますので、何か条件付きでやっていただければ、手話通訳者も増えるのではないかと思います。

西村主幹

そもそも、手話ができる方を職員に雇っていただければ話が早いのではないかと、という御意見ですが、募集の条件に、事務を遂行する上でその資格が必要かという不必要な条件をつけることは、市町村の採用選考にあたって、いろいろ課題もありますので、御指摘の趣旨は十分分かりますが、なかなか難しいというのが正直なところです。

園田委員

実は大阪の3市町村で、今まで手話ができる人を嘱託で採用したのをやめて、色々交渉して、全国に呼びかけて、若い人で手話の出来る方がその役所の職員として申し込んで採用されたというのがありました。当然役所ですので、異動があると思いますが、異動したらまた新しい職員を採用すれば増えていくのではないかと思います。何らかの工夫ができるのではないかと思います。

高橋会長

そういう例もあるということですね。

時間も迫ってきておりますが、まだ発言されていない方がおありだと思います。重要な計画ですので、お伺いしておきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

既に発言された方でも構いません。

堀崎委員

同行援護についてですが、資料1-3の最後のほうに記載されている同行援護従業者の資格要件のところに、①、②、③のいずれかの要件に該当する者とあります。

その中の①「同行援護従事者養成研修を終了した者」に代わる経過措置として、一定期間「居宅介護の従業者要件を満たす場合には同行援護従事者養成研修の終了者とみなす」となっております。しかし、実際のところは、居宅介護の従業者が視覚障害者と接するということは少ないこと、それから、居宅介護の従業者が資格を取るときに受ける講習内容は全般的であり、視覚障害者を安全に誘導するための講習内容は極めて少ないと聞いております。

そこで、居宅介護の従業者が同行援護に従事する場合には、できるだけ同行援護従事者養成研修を受けていただくよう指導していただきたいと思っております。

岩井課長

指定基準では、今、ホームヘルパーの資格がある方については、平成26年9月30日までは終了者とみなす、ということがあるということでございます。

ただ、堀崎委員の御指摘のとおり、なかなか実際に視覚障害者に対する対応ができる方が少ないということもありまして、現在、県として、居宅介護の事業所に対して同行援護の事業所として指定を受ける意向を確認しております。従業者の状況について、実態がどのようなになっているかということについても、指定の書類を見ながら一緒に確認していきたいと考えております。今後、事業者を指定する際のヒアリングで、「利用者からの意向もありますので、出来るかぎり研修を受けていただきたい」、というようなことは、事業者から相談があった際には、事業者に依頼をしていきたいと考えております。

高橋会長

だいぶ時間も迫ってまいりましたが、地域生活移行について、荒木委員のほうから何か

ありませんか。親御さんとして、この問題について何かありましたらお願いします。

荒木委員

この問題は、先ほどから言われています、「目標数値が30%」に関しては、私もちょっと分かりかねるんですが、今から地域移行をしていく方は、本当に重度の方、施設に残っていらっしゃる方も重度の方ですし、だいたい移行出来る方は、既にグループホームなりケアホームに暮らしている方が多いのかなあと思いますと、やはり先ほどから言われていますように、重度の方が暮らしやすいように、親も安心して入所施設から地域に出してけるように、本当に安心できる施策とかサービスとかが充実していないと親のほうも決心できない方が多いのではないかと思います。

やっぱり、入所施設というのは、どちらかという親が安心してしまえるところだと思いますが、今までの生活がそのままできるという安心から地域に移行するという話をされても、うちは・・・という方が周りにも2、3人いらっしゃいました。

やはり、暮らしていく上で金銭的な面も心配ですし、グループホームとかケアホームになりますと、世話人さんの関わる時間がとても少ないので、見守りという部分の時間が少なくなって精神的に不安定になる方も数多く聞いております。そういったことでも、きちんと、世話人さん、援助してくださる方が時間につけるような、本当に安心して暮らせるようなサービスを希望しております。ちょっと答えになっていませんが、すみません。

内田主幹

世話人さんの関わる時間、というか、世話人さんの経費が介護報酬で十分でないという意見も実際によくございます。土日など、就労しないような時にグループホーム、ケアホームにみえる世話人さんの経費が介護報酬でみられないということで、県としましても、補助制度があります。額はそんなに大きくないですが、“補助する”という施策をとっております。

いずれにしても、先ほど、グループホーム、ケアホームの量的拡大を図ると申し上げたんですけれども、やはりグループホーム、ケアホームの数を増やただけではなかなか難しいものですから、資料3の2枚目で説明しました、“地域で障害者を支えていく”ことを全体に進めていくことによって、精神的な不安の解消ができるのではないかということ、個人的な見解かもしれませんが、そのように感じました。

高橋会長

ありがとうございました。

他にご質問等もないようですので、これをもちまして終了したいと思います。

事務局においては、本日出されました御意見等を十分検討していただき、素案の作成に反映していただくようお願いします。

本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上で、平成23年度第2回愛知県障害者施策推進協議会を終了した。

署名人

印

署名人

印